

## 【法務省】

## 重点事項推進WG横断的制度分野担当SW:資格制度見直し調査票

1. 資格の名称	公証人
2. 所管府省庁	法務省民事局総務課
3登録・入会制度について	
・登録者数	登録制度はない。 なお、法務大臣の任命を受けている公証人は510人(平成18年3月1日現在)である。
・登録先	登録制度はない。 なお、公証人の任意団体である公証人会及び日本公証人連合会がある。
・登録審査の実施者	一
・入会の強制有無	有
・団体の法的根拠	公証人法施行規則(昭和24年法務府令第9号)
・強制加入としている場合のその理由	公証人は、それぞれが独立して職務を行うが、公証事務は国の事務であり、良質の公証事務の確保、公正かつ均質のサービスの維持及び公証人の向上のため、他の公証人との連携や協力が不可欠である。 このために公証人会及び日本公証人連合会を設けて、公証制度の維持、改善に重要な役割を果たしていることから、公証人は、公証人会及び日本公証人連合会の会員になるとされている(公証人法施行規則第44条、第50条)。
・設立の目的	(公証人会) 公証事務の改善及び統一並びに公証人の品位の保持を図るため、公証人の指導及び連絡に関する事務を行うこと(公証人法施行規則第43条第2項)。 (日本公証人連合会) 事務の改善及び統一並びに公証人の品位の保持を図るため、公証人会及び公証人の指導及び連絡に関する事務を行うこと(公証人法施行規則第49条第2項)。
4. 報酬規定について	
・報酬規定の有無 有の場合の記載箇所(根拠法令)と規定する理由	有 公証人手数料令(平成5年政令第224号) 公証人の業務は、公権力の行使たる役務であり、その対価として手数料を徴収している。この手数料は、公証人法(明治41年法律第53号)第7条第3号の規定による委任に基づき、政令で定められており、公証人は、この手数料等以外の報酬を受け取ることができない(同条第2項)。
・報酬の目安となる規定やガイドライン等がある場合、その記載箇所とその内容	無
・報酬の現状 (規定をなくした場合の報酬の推移など)	一

5. 広告規制について  ・広告規制の有無 有の場合その記載箇所と規制の理由	無
6. 資格取得試験について  ・試験について規定する根拠法令 ・受験者及び合格者数の推移(10年間) ・合格率が大幅に変わっている場合その理由	公証人法第12条  公証人法第12条の試験は、司法試験と重複するものであるため実施していない。  —
・現状の資格保有者の過不足とその必要数に向けての対応	公証人の任用にあたっては、平成14年度から公募制度を実施している。
・資格取得の容易化について、検討している場合その内容(科目の積上げ、再受験の既合格科目の免除、試験問題の公表、持ち帰りなど)	無
・関連・類似資格等と統合や試験科目の共通化、免除している場合その内容	無
・受験資格について、特定の者に優遇される特例措置の有無とその内容	公証人の任用資格は、いわゆる法曹有資格者であるが(公証人法第13条)、それに準ずる者に対しても、検察官・公証人特別任用等審査会の選考を経て、公証人の任用を行っている(同法第13条ノ2)。 この公証人法第13条ノ2の公募者の選考については、一定の要件を満たせば、受験科目の免除がある。
7. 罰則規定について  ・懲戒処分権者	法務大臣
・懲戒の内容	免職、転属、停職、過料、謹責
・懲戒となる行為	公証人の職務上の義務に違反した場合又は品位を失墜する行為があつた場合
・資格者団体による懲戒 (法的な懲戒処分との整合)	無

・資格者団体による懲戒となる行為	無
<b>8. 免許の更新</b>	
・更新制度の有無	無
・定期的な講習等の有無 その内容および頻度	有 初任研修(任命後1年以内程度), 実務研修(任命後3年程度)

公募制度により、  
以下の者から選考

- ・裁判官、検察官、弁護士となる資格を有する者(法曹有資格者)

- ・多年法務に携わり法曹有資格者に準ずる学識経験者で、検察官・公認人特別任用等審査会(学識経験者で構成)の選考を経たもの

## 公証人制度の概要

- ・法務大臣による監督・懲戒処分

- ・法務局・地方法務局に所属し、定期的に検閲・調査を受ける

任命

法務大臣  
公証人

国家賠償法・刑法の適用上は公務員

実質的意義の公務員(国から給与等は受けず、政令で定められた手数料等の収入のみにより独立採算で事業を営む)

- ・守秘義務を負う
- ・職務専念義務を負う

### 公正証書の作成

法律行為その他の私権について証明力の高まる事実書を作成する(遺言、借貸、売買、譲り受け等)

### 私署証書・定款の認証

私文書や会社設立時に真正である定款の作成を証明する

私文書の確定日付を付与し、その日付における文書の存在を証明する(債権譲渡の対抗要件)等

### 確定日付の付与等

法律専門家として、違法・不当な内容のものでないかどうかも審査する

国民の私的紛争の防止、私的な法律関係の明確化・安定化を図る

# 公証人の任命の概要

